



令和5年8月30日

午前・後 / 時00分受領

令和5年8月30日

南山城村議会議長 久保憲司様

南山城村議会議員 梅本章一

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1,その後高校生の通学補助の考えは	6月議会でも訴えましたが、高校生の通学補助を住民からは「都市部と教育の平等性を図るために高校生の通学補助を求める請願書」が提出されました。村長からは、「具体的な補助の仕組みは考えていない」と答弁されました。その後の状況は。	村長
2,ゴミの今後は	①高齢化に伴い、家から離れたステーションにゴミを出すことが難しいゴミ出し難民対策は。 ②生ゴミのリサイクルの取り組みは。 ③リサイクルしにくいプラゴミは、可燃できないか。	村長
3,緊急・減災事業債庁舎建替えの補助活用は	緊急・減災事業債の拡充・延長され5年間延長で令和7年度までとなりました。庁舎建替えに活用できないか。	村長

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載してください。(議員必携 154 ページ参照)

2 質問の相手は、村長、行政委員会の長または監査委員とします。

3 あくまでも「質問」に徹し、要望やお願い、お礼の言葉などは慎むこと。